

令和7年度 第3回川崎市地域公共交通会議運賃分科会

令和8年1月16日書面開催

一 次 第 一

議 事

1. 麻生区高石地区コミュニティ交通「山ゆり号」の運賃設定について【協議事項】

資 料

麻生区高石地区コミュニティ交通「山ゆり号」の運賃設定について

◎令和7年度 第3回川崎市地域公共交通会議運賃分科会 構成員
(麻生区高石地区コミュニティ交通「山ゆり号」の運行運賃について)

名 前	所 属
坂本 龍哉	株式会社 TOP Location Service 代表取締役
梅沢 暢	山ゆり交通事業運営委員会
森下 文章	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局 首席運輸企画専門官
塚田 雄也	川崎市まちづくり局 交通政策室長

麻生区高石地区コミュニティ交通「山ゆり号」の運行運賃変更について

運行の概要（現況）

- 運行主体 山ゆり交通事業運営委員会
- 運行事業者 株式会社 TOP Location Service（旧名 高橋商事）
- 運行形態 道路運送法第4条による乗合旅客運送
- 運行開始 平成23年
- 運行方式 路線定期型
- 運行日 平日（水土日は運休）
- 運行時間帯 9時台～19時台（16便）
- 運賃 大人：320円 小児：120円
支払い方法 現金
- 運行車両 ワゴン車タイプ
- 乗車定員 13名（運転手除く）



麻生区高石地区コミュニティ交通「山ゆり号」の運行運賃変更について

運行の概要（変更案）

- 運行主体 山ゆり交通事業運営委員会
- 運行事業者 株式会社 TOP Location Service（旧名 高橋商事）
- 運行形態 道路運送法第4条による乗合旅客運送
- 変更時期 令和8年3月下旬～
- 運行方式 路線定期型
- 運行日 平日（水士日は運休）
- 運行時間帯 9時台～19時台（12便）
- 運賃 大人：280円 小児：100円
支払い方法 現金（今後キャッシュレス決済導入予定）
- 運行車両 ワゴン車タイプ
- 乗車定員 13名（運転手除く）



麻生区高石地区コミュニティ交通「山ゆり号」の運行運賃変更について

運行経路



※今後、変更の可能性があります

麻生区高石地区コミュニティ交通「山ゆり号」の運行運賃変更について

時刻表（予定）

※今後、変更の可能性がります

番号	停留所名	1便	2便	3便	4便	5便	6便	7便	8便	9便	10便	11便	12便
1	パークハイツ百合ヶ丘	8:28		9:52	11:09				14:43		16:04	17:34	
2	高石五丁目	8:31	9:08	9:55	11:12	11:59	12:49		14:46	15:24	16:07	17:37	18:13
3	イトピア百合ヶ丘	8:33	9:10	9:57	11:14	12:01	12:51		14:48	15:26	16:09	17:39	18:15
4	さくらの丘	8:34	9:11	9:58	11:15	12:02	12:52		14:49	15:27	16:10	17:40	18:16
5	高石六丁目	8:34	9:11	9:58	11:15	12:02	12:52		14:49	15:27	16:10	17:40	18:16
6	原店前入口	8:34	9:11	9:58	11:15	12:02	12:52		14:49	15:27	16:10	17:40	18:16
7	生田病院	8:37	9:14	10:01	11:18	12:05	12:55	14:09	14:52	15:30	16:13	17:43	18:19
8	みかん園前	8:38	9:15	10:02	11:19	12:06		14:10	14:53	15:31	16:14	17:44	18:20
9	ヴィレッジ東	8:40	9:17	10:04	11:21	12:08		14:11	14:54	15:32	16:15	17:45	18:21
10	高見台	8:40	9:17	10:04	11:21	12:08		14:11	14:54	15:32	16:15	17:45	18:21
11	水暮町会	8:41	9:18	10:05	11:22	12:09		14:12	14:55	15:33	16:16	17:46	18:22
12	高石団地入口	8:42	9:19	10:06	11:23	12:10		14:13	14:56	15:34	16:17	17:47	18:23
13	高石団地前	8:45	9:22	10:09	11:26	12:13		14:15	14:58	15:36	16:19	17:49	18:25
14	ヴィレッジ正門前	8:48	9:25	10:12	11:29	12:16		14:18	15:01	15:39	16:22	17:52	18:28
15	ゆりがおか療養センター前	8:50	9:27	10:14	11:31	12:18		14:19	15:02	15:40	16:23	17:53	18:29
16	NYファーマシー前	8:52	9:29	10:16	11:33	12:20		14:21	15:04	15:42	16:25	17:55	18:31
17	百合ヶ丘駅	8:56	9:33	10:20	11:37	12:24		14:24	15:07	15:45	16:28	17:58	18:34
18	スーパー三和前（上麻生方面）	8:58	9:35	10:22	11:39	12:26		14:26	15:09	15:47	16:30	18:00	
19	百合ヶ丘老人いこいの家	9:02	9:39	10:26	11:43	12:30		14:30	15:13	15:51			
20	上麻生二丁目	9:04	9:41	10:28	11:45	12:32		14:32	15:15	15:53	16:32	18:03	
21	サンフル百合ヶ丘前	9:04	9:41	10:28	11:47	12:34		14:33	15:16	15:54	16:33	18:04	
22	スーパー三和前（駅方面）	9:04	9:41	10:28	11:51	12:38		14:35	15:18	15:56	16:35	18:06	
23	百合ヶ丘駅	9:05	9:42	10:28	11:56	12:43		14:38	15:21	15:59	16:38	18:09	
24	パークハイツ百合ヶ丘		9:49	10:36		12:46		14:41		16:02	16:41		

麻生区高石地区コミュニティ交通「山ゆり号」の運行運賃変更について

利用者（住民等）、その他利害関係者への説明

○住民、利用者その他利害関係者の意見を反映するための措置について

・法令上の公聴会は例示にすぎないため、住民、利用者、利害関係者へ広く意見を求める手法であれば、以下の方法での意見聴取も可能です。

(例) ※ ()内は想定する対象者

- ①パブコメ（住民、利用者、利害関係者）
 - ②市政広報誌（住民、利用者、利害関係者）
 - ③自治会への説明会（住民、利用者）
 - ④業界団体を通じた事業者説明（利害関係者）
- ①と②はいずれかを実施、**③と④は併せて実施。** ※①or②or③+④

【その他】

- ・ホームページへ意見募集の掲載
- ・地域住民に対するアンケート調査 等

国土交通省資料「一般乗合旅客自動車運送事業の（運賃）協議会について」（抜粋）

③住民、利用者からの意見

- ・異論なし。

④利害関係者からの意見

- 神奈川県バス協会
 - ・異論無し。
- 神奈川県タクシー協会川崎支部
 - ・異論無し。
- 神奈川県個人タクシー協会
 - ・異論無し。

麻生区高石地区コミュニティ交通「山ゆり号」の運行運賃変更内容について

●運行経路設定の考え方

・利用者ニーズの変化

コミュニティ交通「山ゆり号」は、現在、高石地区と小田急線百合ヶ丘駅近隣まで運行しており、地域住民が買い物、子どもの送迎などとして利用している。

現在の運行経路に近接する集合住宅より停留所の新設要望や新百合ヶ丘駅近隣の医療機関への通院など利用者ニーズが多様化してきたことから運行経路の変更を行う。

●運賃設定の考え方

・サポーター登録の廃止

山ゆり号では、サポーター制度を導入しており、登録者は、通常運賃から50円の割引が適用されていたが、サポーター数の減少、集金の手間を考慮して廃止とする。

サポーター制度の廃止により運賃の50円割引がなくなるが、アンケート結果による利用者増、収支バランスを鑑みて現在運賃大人320円から40円下げた280円、小児120円から20円下げた100円とする。

・持続可能な交通サービスの実現

運行ルートが一部重複する小田急バス（250円）以上を基準とし、タクシーの初乗料金（500円）未滿となる運賃として280円と設定。

●運賃（案）

- ・大人280円（現在320円）※今後キャッシュレス決済導入予定
- ・小児100円（現在120円）
- ・70歳以上の方で川崎市高齢者外出支援乗車事業の『内容確認票』、身体障害者手帳、療養手帳を提示180円

麻生区高石地区コミュニティ交通「山ゆり号」の運行計画変更について

周辺公共交通（バス・タクシー）運賃について

周辺公共交通（バス・タクシー）運賃について			
路線バス		タクシー	
小田急バス	大人250円/回 小児100円/回	初乗運賃 (1.091kmまで)	500円
		加算料金 (239mごと)	100円
		迎車料金	400円

※路線バスは、本地区の旅客運賃、タクシーは京浜川崎地区の認可運賃を記載

道路運送法第9条第5項における意見徴収について

麻生区高石地区コミュニティ交通「山ゆり号」の利用料金の設定にあたり、道路運送法第9条第5項に基づき下記の意見徴収を実施しました。

実施期間	聴取先	御意見の概要
R8. 1. 6	住民、利用者の方々	・特になし。
R8. 1. 6	交通事業者の方々	・特に料金について意見はない。

以上